



島根県報

令和4年7月5日(火)

号外第75号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第503号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年7月5日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	佐野波子停車場線	浜田市佐野町イ409番7地先から同イ419番13地先まで	前	メートル 7.20～ 8.55	メートル 46.40	浜田県土整備事務所	農道整備事業 交差点改良 拡幅
			後	メートル 8.15～ 12.20	メートル 46.40		

島根県告示第504号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年7月5日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	佐野波子停車場線	浜田市佐野町イ409番7地先から同イ419番13地先まで	メートル 46.40	令和4年 7月5日	浜田県土整備事務所	